

公益財団法人宮城県市町村振興協会基金積立運用規程

平成24年 4月 1日
規程第 16号

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人宮城県市町村振興協会（以下「この法人」という。）に設置する基金の積立て及び運用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(基金の積立)

第2条 この法人は、市町村振興宝くじに係る収益金等をもって宮城県知事がこの法人へ交付する当該年度の交付金の額の100分の90に相当する額及び宮城県内の市町村（地方自治法（昭和22年法律第67号）第284条第1項に規定する組合を含む（以下「市町村等」という。））からの貸付償還元金等を基金として積み立てるものとする。

(基金の運用)

第3条 基金の運用は、市町村等に対する資金の貸付の方法によるもののほか、公益財団法人宮城県市町村振興協会資産運用規程（以下「資産運用規程」という。）によるものとする。

(貸付の対象事業及び方法)

第4条 基金の貸付対象事業は、次の各号に定める事業とする。

- (1) 災害時における市町村等の緊急融資事業及び災害防止対策事業等
- (2) 市町村等における緊急に整備を要する施設等整備事業

2 この規程に定めるもののほか、市町村等に対して基金を貸し付ける場合の貸付の条件、手続き等その細目について必要な事項は、公益財団法人宮城県市町村振興協会資金貸付細則で定める。

(基金の運用益の処理)

第5条 基金の運用から生ずる収益は、この法人の管理運営費及び定款第4条第1項に定める事業（以下、「定款第4条事業」という。）の資金に充てることとする。

(基金の取崩)

第6条 基金は、定款第4条事業の財源に充てる場合に限り、その一部を取崩すことができる。

(委任)

第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の施行に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

この規程は、公益財団法人宮城県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

公益財団法人宮城県市町村振興協会資金貸付細則

平成24年 4月 1日
細則第 2 号

(目的)

第1条 この細則は、公益財団法人宮城県市町村振興協会基金積立運用規程（以下「規程」という。）第3条の規定に基づき、公益財団法人宮城県市町村振興協会（以下「この法人」という。）が、規程第2条に定める基金をもって市町村等に対して資金を貸し付ける場合の貸付の条件、手続きその他必要事項を定めることを目的とする。

(貸付の種類)

第2条 資金の貸付は、長期貸付及び短期貸付とする。

2 長期貸付とは、貸付対象事業に係る地方債の届出又は協議の同意若しくは許可を受けている市町村等に対する一会計年度を超える貸付をいう。

3 短期貸付とは、貸付対象事業に係る一時借入金としての市町村等に対する貸付で、同一会計年度内に償還が行われるものをいう。

(貸付対象事業の細目)

第3条 規程第4条で定める貸付対象事業の細目は、別表のとおりとする。

(貸付の要件)

第4条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、次の各号に掲げる要件を具備しなければならない。

(1) 償還の見込みが確実であること。

(2) 事業計画が適切であること。

(3) 財務の経理が明確であること。

2 長期貸付にあつては、前項に定めるもののほか、地方債の届出又は協議の同意若しくは許可を受けているか、又は当該年度において地方債の協議の同意又は許可を受けることが確実と認められるものであること。

(貸付方法)

第5条 資金の貸付の方法は、証書貸付によるものとする。

(貸付条件)

第6条 資金の貸付条件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 貸付利率は、年3パーセントとする。

(2) 償還期限は、長期貸付にあつては、20年以内（うち据置期間は、無し又は3年内）の1年単位とし、短期貸付にあつては同一会計年度内とする。

(3) 元金の償還方法は、次のとおりとする。

イ 長期貸付にあつては、半年賦元金均等償還の方法によるものとし、その償還期日は毎年度9月24日及び3月24日とする。ただし、その日が金融機関の休日に当たるときは、その直後の金融機関の営業日とする。

ロ 短期貸付にあつては、一括償還の方法によるものとし、その償還期日は、3月

28日までの金融機関の営業日とする。

(4) 利息については、長期貸付にあっては、貸付日の翌日から最終償還の日までの利息を、短期貸付にあっては、貸付日の翌日から元金償還の日までの利息を元金の償還期日に支払うものとする。

(5) 延滞利息は、延滞元金につき年10パーセントとする。

(借入の申込)

第7条 資金の貸付を受けようとする市町村等は、原則として借入予定日の3週間前までに、次の各号に掲げる書類をこの法人に提出するものとする。

(1) 借入申込書(様式第1号又は様式第2号)

(2) 事業概要調書(様式第3号又は様式第4号)

(3) 長期貸付にあっては起債届出書の写、起債協議同意書の写又は起債許可書の写

2 前項に定めるもののほか、この法人は市町村等に対し、必要な書類の提出を求めることができる。

(貸付の決定)

第8条 この法人は、借入の申込みを受けたときは、この細則に定める貸付要件を具備しているかを審査し、貸付の可否及び貸付額を決定の上、貸付を行うことを決定した市町村等に対し、借用証書(様式第5号又は様式第6号)の提出を求め、貸付を行わないことに決定した市町村等に対しては、その旨を通知するものとする。

(貸付及び償還の実行)

第9条 市町村等は、前条の借用証書を直ちにこの法人に送付するものとし、この法人は、これと引換えに資金を送付するものとする。

2 この法人は、前項に規定する資金送付後、長期貸付に係る資金にあっては、償還年次表(様式第7号)を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

3 この法人は、資金の貸付に係る元金償還期日の2週間前までに、元金払込通知書(様式第8号又は様式第9号)を当該市町村等に送付するものとする。

4 市町村等は、前項に規定する元金払込通知書に定められた期日までに、同通知書によって指定された銀行に元金を払い込まなければならない。

(報告及び調査)

第10条 資金の貸付を受けた市町村等は、貸付金の償還が完了するまでの間に次の各号に該当する場合には、その都度速やかにこの法人に報告しなければならない。

(1) 市町村等の名称を変更した場合

(2) 地方自治法第7条又は第288条の規定に基づき、貸付を受けた資金の債務の継承を生じた場合

(3) 貸付金を財源とする事業を中止し、若しくは廃止し、又は計画を変更した場合

2 この法人は、前項に定めるもののほか、必要と認めるときは、当該市町村等から報告を求め、又は職員をして関係書類その他必要な物件を実地に調査させることができる。

(繰上償還)

第11条 この法人は、資金の貸付を受けた市町村等が、資金を貸付の目的外の用途に使用したときは、資金の全部又は一部を繰上償還させることができる。

2 前項の場合においては、この法人は、繰上償還をさせようとする日の10日前までに

当該市町村等に対し、繰上償還通知書（様式第10号）を送付するものとする。

第12条 市町村等は、貸付を受けた資金の全部又は一部を繰上償還しようとするときは、繰上償還申請書（様式第11号）をこの法人に提出しなければならない。

2 この法人は、市町村等から前項の申請書の提出を受けたときは、繰上償還をさせようとする日の10日前までに、繰上償還通知書（様式第10号）を送付し、繰上償還させないことを決定した市町村等に対しては、その旨通知するものとする。

3 前項に規定する繰上償還の場合における元利金の償還期日はこの法人が指定する。
（繰上償還に伴う償還元利金の払込み）

第13条 市町村等は、第11条又は前条第2項の規定による繰上償還通知書に基づき、その償還期日までに指定された金融機関に元利金を振り込まなければならない。

2 この法人は、長期貸付金の一部の繰上償還を受けたときは、修正した償還年次表を作成し、これを当該市町村等に送付するものとする。

（委任）

第14条 この細則に定めるもののほか、この細則の実施に関して必要な事項は、理事長が定める。

附 則

（施行期日）

1 この規程は、公益財団法人宮城県市町村振興協会の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

（貸付利率の特例）

2 貸付利率については、当分の間、第6条に定める利率の範囲内において、財政融資資金の貸付利率を基準とし、その貸付利率以下の率で、理事長が定める。

別 表（第3条関係）

公益財団法人宮城県市町村振興協会資金貸付対象事業

<p>規 程 第 一 四 号 条 の 第 一 項 業</p>	<p>(1) 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火、その他異常な自然現象に伴う災害に関連する事業</p> <p>(2) 大規模な火事又は爆発等に伴う災害に関する事業</p> <p>(3) その他理事長が必要と認めた災害に関する事業</p>
<p>規 程 第 四 条 第 一 項 第 二 号 の 事 業</p>	<p>(1) 消防用自動車、救急用自動車、防火水槽、自然災害防止施設、児童公園、老人福祉施設等 住民の安全及び福祉の増進に資するための事業</p> <p>(2) 生活環境の保全施設及び公害の防止に資するための事業</p> <p>(3) 通学道路、図書館、美術館等教育及び文化の向上に資するための事業</p> <p>(4) 体育館、プール、遊歩道等スポーツ振興及び健康増進に資するための事業</p> <p>(5) 歴史上又は、学術上価値の高い建造物、城跡等文化財の保存に資するための事業</p> <p>(6) 集会所等地域連帯意識の醸成に資するための事業</p> <p>(7) 自然的条件及び風土に調和した個性的な街づくりに資するための事業</p> <p>(8) 上記のほか理事長が緊急に整備を要すると認める施設等の整備事業</p>